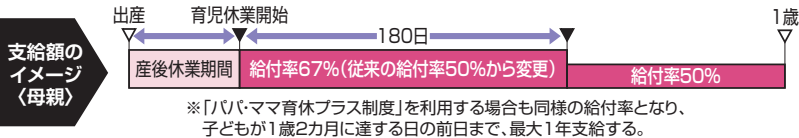


知らなきや損する

今回の数字

67%

出産でママがもらえるお金は？ いろんな制度を知って！



今回は、出産でママがもらえるお金について、いくつか整理してみたいと思います。

まず、出産の際に、ママが加入している健康保険から「出産育児一時金」として、子ども1人につき42万円(うち3万円は産科医療補償制度の保険料)が支給されます。勤め先の健康保険に加入しているママ(任意継続被保険者は対象外)、あるいは会社を辞めても要件に該当しているママは、会社をお休みして給料が支給されない場合に、出産日以前42日・産後56日に対して、賃金の約3分の2、賃金が20万円なら約13.4万円の「出産手当金」が支給されます。

出産したママが、育児を目的として取得する休暇のことを「育児休暇」、「育児休業」と言います。育児休暇は、妊娠や出産にあたり、より良い環境で子供を養育するために法律で定められている制度です。その歴史は女性の社会進出などの影響から1992年に育児休業法が施行され、広く一般企業などでも導入されるようになりました。その後、2002年に育児介護休業法ができ、育児休暇は、1歳に満たない子供を養育するための休業と定義されました。

このように育児休暇は、出産・子育て後も職場へ復帰できるようにすることを推奨する制度なので、育児と仕事の両立を図ることができる大変便利な制度です。しかし企業や職種によって育児休暇を言い出しにくい、取得しにくいといった問題点もあるようです。そのようなときには、労働局へ訴えることで、労働基準監督官が指導や

調査などを行い、その企業名を公表するという罰則も現在設けられています。もし育児休暇を子供が1歳まで取っても、出産日の翌日から56日分支給される出産手当金の支給が終わると、その後収入が無ければ困ります。そのために、雇用保険には「育児休業給付金」があります。育児休業給付金は、休業開始前の賃金の50%、賃金が20万円なら10万円でしたが、平成26年4月1日以降に開始する育児休業からは、上図のように育児休業を開始してから180日目までの支給率が50%から67%と引き上げられ、10万円は13.4万円となりました。ただし、平成26年3月31日までに開始した育児休業は、これまでどおり、全期間50%の支給です。

また、育児休業給付金は、「支給単位数期間(育児休業を開始した日から起算して1か月ごとの期間)」中に11日以上就業すると支給されなかったのですが、10月1日以降の最初の支給単位数期間からは、11日を超えても就労時間が1か月で80時間以下の場合、支給されるという柔軟な制度に改正されます。

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」もスタートする予定です。育児に関するさまざまな制度をご自身のライフプランに上手に活用して、子育てがんばりましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サートファイアドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン